

滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業

チャレンジ計画の募集案内について

チャレンジ計画書受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月8日（水）〔12時（正午）締め切り〕

- ※ 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定に係る事業計画については随時募集を行っていますが、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の審査会と同時に行う予定です。審査会に申請を御希望の場合は、上記期間内に御応募ください。
- ※ 計画書は、受付最終日の12時（正午）必着のこと（消印有効ではありません）。
- ※ 提出された計画書に不備等がある場合は、訂正し、再提出をしていただくことがあります。訂正した計画書を受付期間内に提出いただく必要がありますので、十分に注意してください。
- ※ 受付期間の締め切り間際に提出が集中しますので、早めの提出をお勧めします。
- ※ 事前相談は、上記期間前であっても随時受け付けています。

受付先およびお問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁東館2階
TEL 077-528-3794 FAX 077-528-4876

技術的な相談先

滋賀県工業技術総合センターまたは滋賀県東北部工業技術センター
(所在地等および連絡先は、8ページを参照してください)

- ※ チャレンジ計画の申請様式は、滋賀県庁のホームページからダウンロードいただけます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html>

令和6年
滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

目 次

I 「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業」の概要	・・・・・	1
II 本事業を利用する方の範囲	・・・・・	2
2.1 本事業の対象者	・・・・・	2
2.2 本事業の認定を受けるための要件	・・・・・	2
III チャレンジ計画の作成	・・・・・	3
3.1 チャレンジ計画について	・・・・・	3
3.2 チャレンジ計画の認定手続きについて	・・・・・	6
3.3 変更が生じた場合	・・・・・	6
3.4 毎年の報告	・・・・・	6
3.5 認定企業の公開	・・・・・	6
3.6 認定の取り消し	・・・・・	6
IV 本事業に基づく支援措置	・・・・・	7
4.1 補助金制度を利用されたい方へ	・・・・・	7
①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	・・・・・	7
②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金	・・・・・	7
4.2 民間金融機関による融資を利用されたい方へ	・・・・・	7
①政策推進資金（事業継続・新事業促進枠）	・・・・・	7
V 認定申請にあたって	・・・・・	8
5.1 チャレンジ計画に係る認定申請にあたって	・・・・・	8
5.2 受付・相談	・・・・・	8
VI 申請書記載例	・・・・・	9

I. 「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業」の概要

「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業」は、中小企業者等の創造的事業活動を支援するための滋賀県独自の事業です。「チャレンジ計画」を作成し、知事の認定を受けることにより、各種の支援制度を利用することができます。

- ※「チャレンジ計画」とは、中小企業者等が自ら行う、新製品や新技術に関する研究開発およびその成果の事業化を計画したもので
- ※「チャレンジ計画」の認定が、支援制度の実施を保証するものではありません。各支援制度ごとに手続きと審査を別途受けていただく必要があります。



- 以下の支援制度が御利用いただけます（各支援制度ごとに手続きと審査が別途必要です）。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 | 【イノベーション推進課】 |
| ② 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 | 【中小企業支援課】 |
| ③ 政策推進資金（事業継続・新事業促進枠） | 【（公財）滋賀県産業支援プラザ】 |



チャレンジ計画の実施に当たって、希望される方はフォローアップ支援事業（各種相談やセミナーの開催、国等大型技術開発補助金等の情報提供など）にて支援を行います。

また、チャレンジ計画を実施された結果、成果のあがったものについては県ホームページにて紹介します。

II. 本事業を利用できる方の範囲

滋賀県内に事業所があり、以下の要件に該当する中小企業者等は、本事業を利用することができます。

2.1 本事業の対象者

本事業の対象者は以下のとおり（以下「中小企業者等」という）です。

- 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - ・表1の資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たすもの
 - ・表2に掲げた組合および連合会

ただし、以下の中小企業者は本事業の対象から除きます。

- 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

表1 中小企業者として対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の総額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
■製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
■小売業	5千万円以下	50人以下
■サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
■卸売業	1億円以下	100人以下

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

表2 中小企業者として組合および連合会

組合および連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

（注）企業組合および協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

2.2 本事業の認定を受けるための要件

本事業の認定を受けるための要件は以下のとおりです。

- 研究開発の内容が、新たな事業分野の開拓につながるものであり、著しい新規性を有するもの
- 研究開発が、滋賀県内の事業所において実施されるもの
- ビジネスプランが、滋賀県内の事業所において実施されるもの（滋賀県内に本社を有するものはこの限りではない）
- 実施体制、研究開発の内容、ビジネスプラン、投資ならびに資金調達計画が、研究開発およびその成果の事業化を確実に事業遂行するために適切であるもの

III. チャレンジ計画の作成

3.1 チャレンジ計画について

「チャレンジ計画」とは、新たな事業分野の開拓を目的として、中小企業者等が自ら行う「著しい新規性を有する技術」に関する研究開発とその成果の事業化への取り組み、および事業化後のビジネスプランについて記載されたものをいいます。

「著しい新規性を有する技術」とは、既に実用化されている技術や軽微な改良技術ではないものをいいます。なお、「著しい新規性を有する技術」であるかどうかは、次の2つの要件から判断します。以下の要件を含んでいれば、第三者から技術導入を行う場合でもかまいません。

- (1) 従来にない技術の要素が付加されているかどうか
- (2) 研究開発課題を含むかどうか

表3 著しい新規性を有する技術

従来にない技術の要素が付加されているかどうか	<p>この点については、開発する製品自体が従来にないものであるというだけでは認められません。開発する新製品が、<u>従来にない新しい技術</u>の要素を導入して作られたものでなければ認められません。</p> <p>従来にない技術の要素については、広く捉えていただいてかまいません。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">①大企業では実用化されている技術であるが中小企業においては新しい技術②ソフトウェア業界では実用化されているが食品製造業界では新しい技術 <p>このような例は、従来にない技術の要素として認められます。</p>
研究開発課題を含むかどうか	<p>既存部品の組合せだけで新製品ができるもの、すなわち研究開発に困難な点がないものは認められません。</p> <p>例えば、新製品を作るために、鉄骨・モーター・歯車を買ってきてボルトとナットで連結すればできあがり、というケースでは研究開発課題を含んでいるとは認められません。</p> <p>他社から新規性のある技術を導入する場合もかまいませんが、導入する上で、<u>何らかの技術的な課題を解決するような独自の研究開発を行うことが要件</u>になります。</p>

「チャレンジ計画」は大きく分けて、①申請者の概要、②事業計画の実施体制、③チャレンジ計画の概要、④研究開発の内容、⑤ビジネスプラン、⑥投資ならびに資金調達計画、の6つから構成されます。それぞれの項目に記載すべき内容は以下のとおりです。

※記載にあたっては以下の点に注意してください。

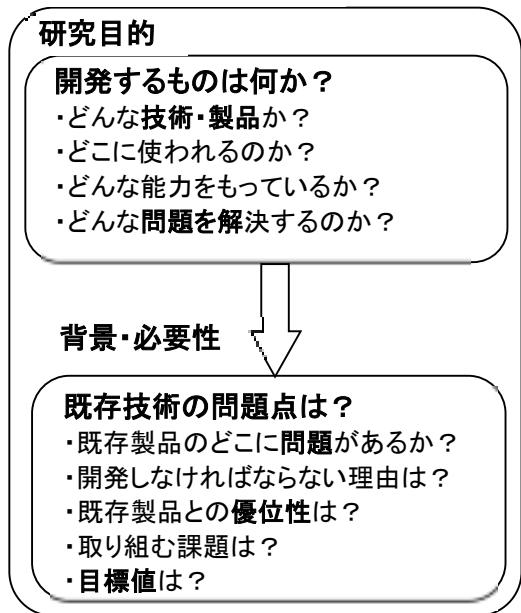
- ①提出書類はすべてA4サイズ片面印刷で提出してください。（電子メールで申請の場合はその限りではありません）
- ②業界用語や略語はなるべく避け、わかりやすい内容にしてください。
必要に応じて用語説明をしてください。
- ③簡単な図面や表、グラフ等を使用し見やすくなるよう工夫してください。
ただし、審査資料として白黒コピーを行うので、白黒印刷でも分かり易い配色をお願いします。

表4 「チャレンジ計画」に記載すべき内容

申請者の概要	<p>申請者の名称、代表者名、住所、電話番号、業種（日本標準産業分類の細分類項目）、設立年月日、資本金、従業員数、事業の内容、株主等一覧表、経営状況表を記入します。</p> <p>これらの内容から、申請者が滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業に定める申請の要件に該当しているかどうかを判断します。</p>
事業計画の実施体制	<p>研究開発の実施場所と実施体制、ビジネスプランの実施場所を記入します。</p> <p>これらの内容から、チャレンジ計画を確実に遂行するために必要な体制が確保されているかどうか、申請者が滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業に定める申請の要件に該当しているかどうかを判断します。</p>
チャレンジ計画の概要	<p>チャレンジ計画の概要、チャレンジ計画の背景と目的、研究開発項目およびその目標について具体的に記載します。</p> <p>ここでは、チャレンジ計画を作成するにあたってどのような技術・製品を開発するか、なぜそれを行う必要があるのか背景や目的、目的を達成するためにどのような研究開発項目があるのかを整理してください。</p>
研究開発の内容	<p>研究開発の内容、研究開発の新規性および優位性等について具体的に記載します。</p> <p>ここでは、研究開発方法およびその方法の新規性や優位性を整理してください。</p> <p>【研究開発内容の詳細】 ここでは、研究開発項目および目標を達成するためには具体的にどのような研究を行うのか、研究開発項目毎に目的や方法等を記載してください。</p> <p>【従来製品・技術に対する新規性および優位性等】 ここでは、著しい新規性を有する技術について、説明してください。すなわち、①このような新しい技術の要素をここに付加する、②このように技術的に困難な部分がありこういうふうに解決していく、の2点がわかるように記載してください。</p>
ビジネスプラン	<p>今回の研究開発の成果を生かした製品やサービスに関するビジネスプランについてビジネスプランの内容、従来製品・技術との優位性、市場規模と利益計画について記載します。ここでは、今回の研究開発成果からどのように収益を得ていくかを整理してください。</p> <p>【ビジネスプランの内容】 ここでは、研究開発の成果を活かした製品や技術について、製品像、顧客や市場、販売等収益の方法、ビジネスパートナー等、研究開発の成果でどのようにビジネスを行うのか、ビジネスプランを具体的に記述してください。（何を、誰に、どのように売るのか）また、顧客やシェア獲得に向けた取り組みについても記述してください。</p> <p>【市場規模と利益計画】 ここでは、想定する市場とその規模について記述してください。 また、上記市場を踏まえた上で開発製品やサービスの価格や利益率、目標シェアについて具体的に記述してください。 さらに今後5年間を目処にした利益計画とその根拠について記述してください。</p>
投資ならびに資金調達計画	<p>チャレンジ計画の期間中にどのような経費が必要となり、どれだけの投資を行うのか、また、その資金をどのようにして調達するのか（補助金を受ける、融資を受ける、自己資金を投入する等）を記入してください。</p> <p>資金調達に際しては、認定の申請に並行して金融機関等の関係機関とも十分連絡を取ってください。</p>

チャレンジ計画のイメージ

チャレンジ計画の概要



成果の出口

問題の解決

ビジネスプラン

- どうやって売るのか？
- ・ユーザーターゲットは？市場は？
 - ・販売方法は？
 - ・成果を事業化するための方法は？
 - ・ライバル企業は？
 - ・採算性は？

研究開発の内容

- どのような方法で問題を解決するか？
- ・その方法は？必要な機器は？
 - ・その手法はどこが新しいのか？
 - ・開発する能力はあるか？

3.2 チャレンジ計画の認定手続きについて

チャレンジ計画の認定を受けるには以下のような手続きが必要です。

①商工観光労働部イノベーション推進課への問い合わせ

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 滋賀県庁東館 2 階

TEL:077-528-3794 FAX:077-528-4876

②認定申請書の作成

- ・チャレンジ計画の作成については、

3.1 チャレンジ計画について(4~6 ページ)を参照してください。

- ・提出書類は、

5.1 チャレンジ計画に係る認定申請にあたって(9 ページ) のとおりです。

- ・技術的な相談は、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターで行っています。
(所在地等および連絡先は、9 ページを参照してください)

③商工観光労働部イノベーション推進課への申請書の提出

- ・申請書の受付は随時行っています。

- ・必要に応じ追加資料および説明を求めることがあります。

④審査

- ・提出された申請書を基に書類審査を行います。

- ・また、必要に応じてヒアリングを行います。

⑤知事の認定

3.3 変更が生じた場合

原則的な考え方方は以下のとおりですが、不明な場合あるいは詳細についてはイノベーション推進課までお問い合わせください。計画に変更がある場合は、変更申請（様式2）により、調査・審査のうえ変更が適切であると判断されれば、変更が認定されます。

同一年度内における実施時期の変更、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種または台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等、認定チャレンジ計画の趣旨を変えないような軽微な変更については、変更申請の必要はありません。これ以外の変更が見込まれる場合は、変更申請の手続きをしてください。

3.4 毎年の報告

認定されたあとは、毎年4月末日までに前年度のチャレンジ計画の実施状況について、様式第3（25 ページ）により報告してください。

3.5 認定企業の公開

認定企業については、会社名、テーマ名等を滋賀県庁のホームページにて公開します。

また計画を実施された成果については、①成果の事業化に向けた支援、②これからチャレンジ計画を立案される方への参考、を目的に公開しています。研究開発成果の公開を希望される場合は別途御相談ください。

3.6 認定の取り消し

認定チャレンジ計画が円滑に実施されていなかったり、計画に基づいた実施をされる見込みがなく認定基準に該当しなくなった場合などには、認定が取り消されることがあります。

IV. 本事業に基づく支援措置

中小企業者等が認定を受けた「チャレンジ計画」に従って円滑に事業を行うことができるよう、認定チャレンジ計画に従って事業を実施する方は、以下の支援制度を利用することができます（本事業における「チャレンジ計画」の認定が、支援制度の実施を保証するものではありません。各支援制度の手続きと審査を別途受けていただく必要があります）。

また、各支援制度が廃止されたり、内容が変更となる場合がありますので、適宜お問い合わせください。

4.1 補助金制度を利用されたい方へ

① 「滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金」〔研究開発〕

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 滋賀県庁東館 2 階

TEL 077-528-3794 FAX 077-528-4876

滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業に基づく知事の認定を受けた中小企業者等が行う、技術的可能性や事業化可能性を検証するための調査研究（キックオフステージ）、新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発（チャレンジステージ）に要する経費の一部を補助する制度です。

補助率：（単独研究型）補助対象経費の 1/2 以内

（共同研究型）補助対象経費の 2/3 以内

補助金額：100 万円以内（キックオフステージ）

100 万円超、2,000 万円以下（チャレンジステージ）

100 万円超、300 万円以下（チャレンジステージ（小規模事業者枠））

② 「滋賀県市場化ステージ支援事業補助金」〔商品開発、市場・販路開拓〕

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 滋賀県庁東館 3 階

TEL 077-528-3731 FAX 077-528-4871

滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業に基づく知事の認定を受けた中小企業者等が、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の助成を受けて実施した研究開発成果の事業化に向けて行う、商品化試作や販路開拓に要する経費の一部を補助する制度です。

補助率：補助対象経費の 1/2 以内

補助金額：50 万円以上、300 万円以下

その他：認定を受けた研究開発等事業計画について 1 回限り

4.2 民間金融機関による融資を利用されたい方へ

① 「政策推進資金（事業継続・新事業促進枠）」〔制度融資〕

（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが 21 2 階

TEL 077-511-1413

滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業に基づく知事の認定を受けて、その計画を実施する中小企業者等が、独自の着想に基づく新しい技術または経営上のノウハウ等の研究開発やその成果の事業化に要する資金の融資を行います。

融資限度額：中小企業者…2 億円以内

協同組合等…4 億円以内

期間・償還方法：10 年以内（内据置期間 2 年以内）

担保・保証人：滋賀県信用保証協会または金融機関の定めるところによる

融資利率：年 1.25%（令和 6 年 3 月時点）

V 認定申請にあたって

■申請書等の様式と本案内（滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業にかかるチャレンジ計画の募集案内について）は、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html>）からダウンロードできます。

5.1 チャレンジ計画に係る認定申請にあたって

認定申請にあたっては、次の書類を商工観光労働部イノベーション推進課に提出してください

① チャレンジ計画に係る認定申請書（様式第1号）

別紙1 チャレンジ計画書

別添1 株主等一覧表

別添2 経営状況表

別添3 チャレンジ計画の年度ごとの概要

別添4 チャレンジ計画に伴う投資の内容

別添5 チャレンジ計画に必要な資金の調達計画

別添6 組合等が構成員に賦課しようとする負担金の基準

（※組合等が申請者の場合のみ）

② 定款の写し

③ 会社パンフレット

④ 過去2年間の決算書（損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

⑤ 誓約書（様式第1号の別紙3）

郵送・持参の場合

・提出書類は原則A4サイズ片面印刷で作成してください。

・提出書類はホッチキス等で綴じないでください。

電子メールの場合

・下記メールアドレス宛に、件名に「新しい産業づくりチャレンジ計画認定の申請」と入力し、PDF化（15MB以下）した書類を添付の上、下記アドレスまで送信してください。

申請先アドレス fd0002@pref.shiga.lg.jp

5.2 受付・相談

申請書の受付はイノベーション推進課において随時行っています。また、技術的な面での相談は下記の機関で行っています。

○工業技術総合センター 〒520-3004 栗東市上砥山232 TEL:077-558-1500
信楽窯業技術試験場 〒529-1804 甲賀市信楽町勅旨2200-5 TEL:0748-83-8700

○東北部工業技術センター
長浜庁舎 〒526-0024 長浜市三ツ矢元町27-39 TEL:0749-62-1492
彦根庁舎 〒522-0037 彦根市岡町52 TEL:0749-22-2325

VI. 申請書記載例

様式第1号

(宛先)

滋賀県知事

申請書の提出
日を記入。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者
住所 〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目 1-1
名称 ○○株式会社
代表者名 代表取締役 ○○ ○○

発行責任者・担当者

職名 課長
氏名 ○○ ○○
電話番号 077-000-0000
FAX番号 077-000-0000
E-mail ooo@ooo.oo.oo

滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画に係る認定申請書

滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のチャレンジ計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. チャレンジ計画の題目
「○○の研究開発」

申請課題名
を記入。

2. チャレンジ計画の実施期間
令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月(〇ヵ年計画)

実施期間
を記入。

3. チャレンジ計画の内容
チャレンジ計画書(別紙1)
創業または会社設立の計画書※(別紙2)
※ 現在事業を営んでいない個人の申請者のみ

添付書類

1. 定款
2. 会社パンフレット
3. 過去2年間の決算書(損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書)
(申請者が個人の場合には、上記に準ずる書類を添付すること)
4. 誓約書(別紙3)
5. 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(別紙4)

チャレンジ計画書

1. 申請者の概要

企業名	○○株式会社		
代表者名	代表取締役 ○○ ○○		
住所	本社住所を記入してください。 例：〒000-0000 滋賀県○○市○○町○-○		
会社概要	設立年月日	19○○年○月	資本金 ○○千円
	従業員数	○○人	業種 例：製造業
株主一覧	別添1のとおり	経営状況	別添2のとおり

2. チャレンジ計画の実施体制

(1) 補助事業の実施が申請者の住所と異なる場合の実施場所

名称	補助事業の実施場所が申請者の住所と異なる場合のみ記入ください。
住所	滋賀県内の住所を記入する必要があります。 〒○○○-○○○○ 滋賀県○○市○○町○-○

(2) 社内参加者

計画責任者 氏名	○○ ○○	部署 役職	研究開発部 課長
連絡先	電話番号	000-000-0000	
	E-mail	ooo@ooo.ooo.ooo	
計画参加者数	5名		

(3) 社外からの参加者

氏名	所属	役職	連絡先	本計画における役割
	大学名（学科、研究室名）、企業名（部署名） を記入してください。			
○○ ○○	○○大学工学部○○学科	教授	000-000-0000	○○の設計
○○ ○○	○○大学工学部○○学科	助教	000-000-0000	○○の設計、○○の強度計算

3. チャレンジ計画の概要

(1) チャレンジ計画の題目

○○の研究開発

(2) 計画の実施期間

令和○○年○月～令和○○年○月(○カ年計画)

(3) チャレンジ計画の内容

- なぜこの開発が必要なのか、どのような問題を解決するのか、その背景や目的を記述してください。
- 本計画の社会的な意義（必要性）についても記述してください。
- 必要に応じて図や表を用いてわかりやすく記述してください。
- 「これまでの取り組み」「わかったこと（研究の成果）についても記述してください。

例：

社会の○○化が急激に進むに伴って、○○に関する要求が高まっている。○○株式会社による○○についての調査結果においても、○○に対する○○の割合が○○%に上り、○○への要求が高まっていることがわかる。

ここで、○○を達成するためには、○○の機能を持った○○を開発する必要がある。なぜなら、従来の○○では○○であるため○○時に○○となり、○○という不都合が生じるためである。その結果、○○が○○となり、○○の普及が阻害されている。一方、当社では○○の製造を行っている。そのコア技術となる○○は、○○の分野と共通する部分が多く、○○を応用することで、○○という問題を回避できる可能性があると考えた。そこで、平成○○年より○○を応用した○○についての基礎検討をスタートした。平成○○年より○○大学の○○教授と共に研究を開始し、その結果、○○の新たな○○に成功した。

本計画では、今までの基礎検討をもとに、自社の独自技術である○○を応用した、全く新しい○○の○○を開発することを目的とする。○○による○○を○○することで、○○を低○○で提供することが可能となり、○○の○○に大いに貢献できるものと考える。

4. 研究開発等の内容

(1) 研究開発内容の詳細

- ・ 今回実施する研究開発の詳細を記述してください。
- ・ 必要に応じて、図や表を用いてわかりやすく記述してください。

例：

【研究開発項目①】 ○○における○○条件の確立

(目標) ○○と○○の時間関係を把握し、最適値を決定する。

(内容)

これまでの検討の結果、○○によって○○が効率的に製造可能であることが判明している。本研究では、反応時の○○と○○の関係を調査するため、○○変化時の○○の変化を調べる。○○は、量産化における○○の制限を見越し、○～○の間で○段階変化させて調査する。また、材料となる○○は市販のものを用い、○○については○○株式会社よりサンプル提供されたものを利用する。

【研究開発項目②】 ○○のテストプラント構築

(目標) ○○の○○が○～○の間で均一となるようなテストプラントを設計・製造する。

(内容)

研究開発項目①と並行して、テストプラントの設計を行う。この際、反応装置内の○○が均一になるように設計することがポイントである。この点については、今回の計画における研究協力先である○○大学の○○教授に協力を仰ぎ、装置の設計を進める。

【研究開発項目③】 ○○の量産化技術の確立

(目標) ○○量が安定的に○○以上となるシステムを構築する。

(内容)

②で作製した○○を用いて、○○のテスト生産を行う。この時、①で求めた○○と○○の関係が成立することを、○○を用いて確認する。①で求めた条件が適用不可能であった場合、まずは○○を○～○の範囲で変更し、○○となる条件を模索する。その後、○○や○○についても条件を変更し、最適条件を決定する。これにより、○○の量産化技術を確立する。

(2) 年度毎の計画

別添3のとおり

(3) 従来製品・技術に対する新規性および優位性

- 本計画で実施する研究開発の内容における新規性について、従来技術との差を明確にして記述してください。
- 書籍やWebサービスなどを活用し、先行技術の調査を十分に行ってください。

例：

現在、〇〇の〇〇として、①〇〇プロセスの改良 ②〇〇の工夫 の2通りの手法が検討されている。①については、〇〇ということに加え、〇〇の制御が困難であることから、〇〇が防げないという問題が生じており、事業化の目途は立っていない。

本計画の内容は、②の手法に属する。つまり、〇〇の制御に加え、〇〇を行うことで、〇〇の向上を図るだけでなく、〇〇という問題も一挙に解決を図るものである。知的財産調査の結果、このような方式に関する技術に先行事例はなく、新規性を有するものであると判断する。従って、本計画が達成できれば、〇〇の〇〇が可能となり、〇〇分野における〇〇が大きく前進する。

また、本プロセスが実現することにより、〇〇という問題を解決できるだけでなく、〇〇の低コスト生産が可能となる。従って、従来の〇〇と同等以上の性能を持つ〇〇をより低価格に提供することが可能となることから、競合技術に対する優位性も高いものとなる。

5. ビジネスプラン

(1) ビジネスプランの内容

市場化時のビジネスプラン（顧客や市場、販売形態、収益の方法、ビジネスパートナーなど）を記述してください。

例：

○○に関心の高い○○層をターゲットとし、市場を開拓する。量産化技術の目途が立った段階で当社HPにてアピールするとともに、既存の顧客に対して積極的に営業をかけていく。また、県内に○カ所ある○○施設においてモニター調査を実施し、その使用感などを調査することで、製品の完成度の向上と新たな課題の抽出を行う。

販売形態としては、しばらくは上述の営業方法によるが、○○社が非常に興味を持っており、OEM契約を結ぶことも視野に入れる。また、○○社から、当社の技術について技術提携を行いたいとの申し出があったことから、基本特許の取得後、技術提携を行う予定である。

(2) 市場規模と利益計画

- 想定する市場とその規模について記載してください。
- 開発製品やサービスの価格や利益率、目標（市場シェアなど）について具体的に記載してください。
- 表やグラフを用い、できるだけ具体的に記載してください。

例：

社会の○○化に伴い、○○の需要が急拡大している。○○経済研究所によると、今後○○年間で○○に関する市場規模は○○倍の○○億円まで成長することが報告されている。

製品の価格については、○○を考慮し、他社○○よりも○○程度を予定している。技術の確立後、速やかに量産体制を構築し、製品の供給体制を整えることで、早急に市場シェアの獲得を目指す。目標は○○%とする。

6. 投資ならびに資金調達計画

(1) チャレンジ計画に伴う投資の内容

別添4のとおり

(2) チャレンジ計画に必要な資金の調達計画

別添5のとおり

(3) 組合等が構成員に賦課しようとする負担金の基準

別添6のとおり

株主等一覧表

(令和 年 月 日現在)

申請者名 ○○株式会社

(1) 株主等一覧

- 「大企業」欄については、法人株主が大企業である場合、空四角（□）を塗四角（■）にしてください。

株主名または 出資者名	住 所	出資比率 (%)	大企業
○○ ○○	滋賀県○○市○一○	2 5	□
○○ ○○	滋賀県○○市○一○○	2 4	□
○○ ○○	滋賀県○○市○○一○○	2 3	□
○○ ○○	滋賀県○○市○○一○	2 2	□
○○株式会社	東京都○○区○○	3	■
株式会社○○	大阪府○○区○○	3	□

(2) 役員一覧

- 役員が他社と兼務している場合、「会社名」欄にその企業名を記入してください。
- 「大企業」欄については、「会社名」欄に記入した企業が大企業である場合、空四角（□）を塗四角（■）にしてください。

役職名	氏 名	会社名 (他社と兼務の場合)	大企業 (兼務の企業について)
代表取締役	○○ ○○		□
専務取締役	○○ ○○		□
取締役	○○ ○○		□
取締役	○○ ○○		□
取締役	○○ ○○	○○株式会社	■
取締役	○○ ○○	株式会社○○	□
取締役	○○ ○○		□

経 営 状 況 表

会社名 ○○株式会社
(単位:千円)

項目	期別 第○○期 平成○年○月○日から 平成○年○月○日	第○○期 平成○年○月○日から 令和○年○月○日
売上高 A	1,640,382	1,861,412
経常利益 B	54,212	22,149
総資本 C	868,706	915,709
自己資本 D	278,507	280,396
流動資産 E	519,530	558,743
流動負債 F	395,949	426,863
総資本経常利益率 (B／C×100)	6.2	2.4
売上高経常利益率 (B／A×100)	3.3	1.2
自己資本比率 (D／C×100)	32.1	30.6
流動比率 (E／F×100)	131.2	130.9

※金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

チャレンジ計画の年度ごとの概要

会社名 ○○株式会社

番号	実施内容	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
1	○○における○○条件の確立	↔		・実施内容欄に取り組む内容を具体的に記載してください。 ・取り組む期間を矢印で記入してください。
2	○○のテストプラントの構築	↔		
3	○○の量産化技術の確立		↔	
4	○○のサンプル出荷		↔	
5	○○市場における○○動向の詳細な調査	↔		
6	○○展示会への出展		↔	→
7	○○を通じた販路開拓		↔	→
8	製品販売開始		販路開拓や試作で市場化ステージ補助金を想定する場合は、計画に入れておいて下さい。	↔

チャレンジ計画に伴う投資の内容

会社名 ○○株式会社

(単位:千円)

年度	経費区分	摘要	所要資金額
年度	原材料費	鋼材、銅パイプ、薄板、A B S樹脂	1,930
	機械装置・工具器具費	制御装置、操作盤、冷却機、金型加工用治具	37,800
	外注費	鋼材細孔加工	5,250
	技術指導受入費	○○大学○○教授	2,100
	研究開発委託費	特殊金具	1,050
	直接人件費	○○研究:○○時間×○人 ○○試験:○○時間×○人	7,500
	特許取得費	弁理士費用:1件	540
	その他		
	小 計		56,170
年度	原材料費	鋼材、銅パイプ、薄板、A B S樹脂	1,200
	機械装置・工具器具費	金型加工用治具	2,300
	外注費		
	技術指導受入費	○○大学○○教授	2,100
	研究開発委託費	デザイン設計委託	8,000
	直接人件費	○○研究:○○時間×○人 ○○試験:○○時間×○人	7,500
	特許取得費		
	その他		
	小 計		21,100
年度	原材料費		
	機械装置・工具器具費	製造設備	50,000
	外注費		
	技術指導受入費	○○○○経営指導事務所	1,500
	研究開発委託費	筐体設計・試作	15,000
	直接人件費	○○試験:○○時間×○人	3,000
	特許取得費		
	その他	展示会出展、パンフレット印刷	1,800
	小 計		71,300
合 計			148,570

チャレンジ計画に必要な資金の調達計画

会社名 ○○○○株式会社
(単位:千円)

調達区分	費用				資金の調達先
	○○年度	○○年度	○○年度	小計	
自己資金	19,170	11,100	11,300	41,570	
補助金	17,000	10,000	0	27,000	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金
制度融資	0	0	60,000	60,000	政策推進資金
借入金	20,000	0	0	20,000	○○銀行○○支店
その他	0	0	0	0	
合計	56,170	21,100	71,300	148,570	

※滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金、滋賀の新しい産業づくり促進資金と、他の国・地方公共団体等の制度融資・補助金を、同一の経費に利用することはできません。

組合等が構成員に賦課しようとする負担金の基準

申請者名 ○○株式会社

(単位:千円)

試験研究の名称	年度	賦課の基準	負担金の合計およびその積算根拠	構成員別の賦課金額およびその積算根拠
	年度			

※賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員割、設備割、出資金等、具体的に記載してください。

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

（宛先）

滋賀県知事 三日月 大造

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

（ふりがな）
氏 名 _____

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

令和 年度 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業に係る
滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書

滋賀県知事あて

令和 年 月 日

1 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。

(2) 上記（1）が事実と相違し、滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定申請資格を有すると認められず、受付が取り消されても異議のないこと。

2 上記1（1）の確認のため、以下のことに同意します。

全ての滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県税の完納情報の確認を行うこと。

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	<u>【個人で注意事項に該当する場合】</u>
フリガナ	
氏 名 (法 人 名)	
電 話 番 号	

【注意事項】

* 法人の場合

法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称をご記入ください。

* 個人の場合

確定申告に記載している事業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、両方ご記入ください。

*この同意書を提出された時点で滋賀県税を完納されたとしても、納税が確認できるまで、1週間から4週間程度の時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

(宛先)
滋賀県知事

申 請 者
住 所 〒

名 称
代表者名

発行責任者・担当者
職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

滋賀の新しい産業づくり認定チャレンジ計画の変更に係る認定申請書

令和 年(20 年) 月 日付けで認定を受けたチャレンジ計画について、下記のとおり変更したいので、滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

(記載要領)

変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

年　月　日

(宛先)
滋賀県知事申 請 者
住 所 〒名 称
代表者名

発行責任者・担当者

職 名
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

年度における認定チャレンジ計画の実施状況報告書

令和 年（20 年） 月 日付けで認定を受けたチャレンジ計画について、 年度分の実施状況を下記のとおり報告します。

記

令和 年度（20 年）の認定チャレンジ計画の実施状況（ 年 月現在）

チャレンジ計画の題目	
事業化状況 (該当する段階に○印をつけてください。)	1. 研究開発継続中、2. 試作評価段階、3. 商品販売中、4. 中断 3-1 販売のための宣伝等を行っている。 3-2 注文（契約）が取れている。 3-3 製品が1つ以上販売されている。 3-4 繼続的に販売実績があるが収益はない。 3-5 繼続的に販売実績があり収益もある。
	<実績>
資本金	認定年度（ 万円） → 現在（ 万円）
従業員数	認定年度（ 人） → 現在（ 人）
売上高	認定年度（ 万円） → 現在（ 万円）
知的財産権（当該事業計画に係るものの累計）	出願中（ 件）、取得済（ 件）、 自ら実施（ 件）、他社へ実施許諾（ 件）、 他社への実施許諾による収入（ 万円）